

豊岡市立但東シルク温泉やまびこの持続可能な運営方針検討業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、豊岡市立但東シルク温泉やまびこの持続可能な運営方針検討業務契約候補者選定について必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件名 豊岡市立但東シルク温泉やまびこの持続可能な運営方針検討業務

(2) 業務の目的

但東地域内で最大の集客力を誇り、地域のシンボルとなっている豊岡市立但東シルク温泉やまびこは宿泊施設の開業から40年、温泉施設の開業から30年を迎え、施設の老朽化が進んでいる。温泉施設においては、設備の不調により一時営業中止を余儀なくされるケースも発生しており、今年度、経年劣化が進む温泉設備の修繕を行う予定としている。

今後も利用者が安心して利用できる環境と、質の高いサービスを継続的に提供できるよう、シルク温泉やまびこの持続可能な運営方針の検討を行う。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

3 見積限度額（予算額）

3,000千円（消費税および地方消費税を含む。）

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 豊岡市指名停止基準（平成17年豊岡市制定）による指名停止の措置期間中でないこと。

(2) 豊岡市入札参加資格制限基準（令和3年豊岡市制定）第2条各号いずれかの資格制限事由に該当する者でないことおよび第3条の規定による資格制限を受けている者でないこと。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないことまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(5) 豊岡市暴力団排除条例（平成24年豊岡市条例第32号）第7条に規定する措置の対象に該当していないこと。

(6) 国税および地方税を滞納していないこと。

6 募集内容

(1) 募集方法

市公式ウェブサイト等を通じて募集

(2) 応募方法

プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を次のとおり提出すること。

ア 提出書類

(ア) 参加申込書（様式1） 1部

(イ) 会社概要（様式2） 1部

(ウ) 業務実績調書（様式3） 1部

イ 提出方法

電子メール

(3) 応募期限および受付時間

ア 提出期限

2026年7月3日（金） 17時まで

イ 提出先

豊岡市役所但東振興局地域振興課 担当：木下、田端

〒668-0393 兵庫県豊岡市但東町出合 150番地

T E L : (0 7 9 6) - 2 1 - 9 0 3 2

E-mail : tantou-chiiki@city.toyooka.lg.jp

(4) 参加資格審査

応募事業者について、前記5に規定する参加資格の有無を審査する。

ア 参加資格審査結果の通知

全応募者に対し、参加資格の審査結果を参加申込受付後7日以内に電子メールにて通知する。

(5) 質疑・回答の実施

実施要領等の内容に対する質問がある場合は、質問書（様式4）を次のとおり提出すること。なお、電話、ファックスまたは口頭等による質問は受け付けない。

ア 提出期限 2026年7月3日（金）17時まで

イ 提出先 6(3)イに同じ。

ウ 提出方法 電子メール

なお、当該業務の質問書であることおよび質問者を把握しやすくするため、電子メールの件名は次のとおりとする。

「シルク温泉やまびこ検討業務質問書（□□）」（□□は会社等の名称または略称）

エ 質疑回答日 2026年7月8日（水）

オ 回答の方法

質疑内容とその回答を市公式ウェブサイト（本件の募集ページ）に掲載する。

なお、本業務の応募に必要と判断される質疑のみ受け付けるものとする。

(6) 現地見学会の実施

現地見学を希望する応募事業者は、次のとおり申し込むこと。なお、電話、ファックスまたは口頭等による申し込みは受け付けない。

ア 実施日 2026年7月1日（水）

イ 申込期限 2026年6月25日（木）

ウ 申込先 6(3)イに同じ。

エ 申込方法 電子メール

なお、当該業務の見学会参加申込みであることを把握しやすくするため、電子メールの件名は次のとおりとする。

「シルク温泉やまびこ検討業務現地見学会希望（□□）」（□□は会社等の名称または略称）

- オ その他
- ・見学会に係る交通費、宿泊費等は応募事業者の負担とする。
 - ・営業日のため、場所によって見学不可の場合あり。

(7) 辞退届の提出

参加申込後にプロポーザルを辞退する者（第1次審査通過後に企画提案書の提出を辞退する者を含む）は、辞退届を次のとおり提出すること。

なお、この場合でも本業務以外の業務において不利益を被ることはない。

- ア 提出期限 2026年7月17日（金） 17時まで
イ 提出先 6(3)イに同じ。
ウ 提出方法 電子メール
エ 提出書類 辞退届（様式5） 1部

7 企画提案書等の提出

提案者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 2026年7月17日（金） 17時まで
(2) 提出先 6(3)イに同じ。
(3) 提出方法 電子メール
(4) 提出書類

ア 業務実施体制調書及び企画提案書提出届（様式6）

イ 業務実施体制調書及び企画提案書

- (ア) 業務実施体制調書（様式7）
(イ) 工程表（様式8）
(ウ) 参考見積書及び内訳書（様式任意）
(エ) 企画提案書（様式任意）

※企画提案書はPDFで提出すること。

(5) 作成要領

企画提案書作成要領は、次のとおりとする。

- ア 文字のサイズは11ポイント以上とすること。
イ ページ番号を付すこと。
ウ 企画提案書中の文章および図表は、専門知識を有しない者でも理解できる分かりやすい表現とし、難解な専門用語を使用する場合は必ず注釈を付すこと。
エ 企画提案書には、次の具体的な事項を必ず記載すること。
(ア) 業務実施方針
(イ) 業務内容に対する提案内容
(ウ) 説明内容および資料
(エ) その他の提案

オ 企画提案の内容については、他からの無断転用を禁ずる。

8 審査概要

(1) 審査委員会

「シルク温泉やまびこの持続可能な運営方針検討業務契約候補者選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、企画提案書類等の審査を行う。

(2) 審査方法

ア 評価

(ア) 委員は、提出された企画提案書等の確認および応募事業者からのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、別に定める審査項目および配点等に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。

(イ) 応募事業者の評価は加点方式により行う。

イ 第1次審査（書類審査）

参加資格を満たすと判断された事業者が6事業者以上あった場合、書類審査を行い、各委員の評価点を合計し、得点の高い順に上位5事業者までを、第2次審査の対象とする。

参加資格を満たすと判断された事業者が5事業者以下の場合、参加資格を満たす全ての事業者を第2次審査の対象とする。

ウ 第1次審査結果通知

(ア) 通知時期 2026年7月8日（水）予定

(イ) 通知方法 第1次審査通過者に電子メールで通知

エ 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第1次審査を通過した事業者に対して、第2次審査（プレゼンテーションおよびヒアリング）を行う。

(ア) 開催日 2026年7月29日（水）

※本市の都合により日程を変更する場合がある。

(イ) 実施方法 オンライン（Zoom）により開催する。

(ウ) 説明事項 プレゼンテーションでは、企画提案書に記載されている内容の範囲内で説明を行うこと。

(エ) 参加通知 ミーティングID、開催時間等は開催日の概ね1週間前を目途に通知する。

(オ) その他

a 第2次審査は、プレゼンテーション20分、ヒアリング20分程度とする。

b プレゼンテーションを欠席した場合は失格とし、審査および選定の対象外とする。

オ 選定

別に定める審査基準に基づき、第2次審査の採点を第1次審査の採点に加えて契約候補者および次点者を選定する。なお、合計点が同じ場合は、第2次審査の評価点を比較し、高い者を契約候補者とする。

すべての評価点が同じ場合は、出席委員の多数決で決定し、可否同数の時は委員長が決定する。

なお、評価点数の満点を100点とし、60点に満たない場合は、最高評価点を獲得しても契約候補者としない。

カ 最終審査結果

最終審査結果は、第2次審査参加者全てに2026年8月7日（金）（予定）までに電子メールで通知するとともに市公式ウェブサイトで公表する。

10 日程（予定）

公示	2026年6月19日
現地見学会参加申込締切	2026年6月25日
現地見学会	2026年7月1日
参加申込書等提出締切	2026年7月3日 17時まで
質問受付締切	2026年7月3日 17時まで

質問回答	2026年7月 8日
第1次審査結果通知	2026年7月 8日 (予定)
企画提案書受付締切	2026年7月17日 17時まで
第2次審査	2026年7月29日
第2次審査結果通知	2026年8月 7日 (予定)
契約締結	2026年8月 下旬 (予定)
業務開始	2026年9月 月上旬 (予定)

11 審査基準

本プロポーザルは、以下の基準に基づき審査する。

(1) 書類審査 (1次審査)

審査項目		評価の視点	配点
提案者の能力・実績	同種・類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> 過去に自治体の公設温泉、観光・宿泊施設、または第3セクターの「あり方検討」「経営健全化計画策定」「官民連携導入調査」などの受託実績があるか。 	20
1次審査 合計			20

(2) プレゼンテーション審査 (2次審査)

審査項目		評価の視点	配点
価格の妥当性	見積価格	<ul style="list-style-type: none"> (参加者中最低見積価格) ÷ (当該参加者の見積価格) × (配点) ※小数点以下切捨て 	10
履行の確実性	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 業務責任者および担当者が、公設温泉施設や第3セクターの経営分析、あるいは官民連携 (PPP/PFI) に関する専門知識や資格 (技術士、中小企業診断士等) を有しているか。 業務量に対して適切な人員配置、スケジュール管理がなされているか。 	10
業務の理解度・着眼点	地域特性・現状課題の理解	<ul style="list-style-type: none"> 但東地域におけるシルク温泉やまびこのシンボル性や、観光需要の先細り、深刻な人材不足といった背景を深く理解しているか。 市の財政負担 (修繕費) の現状や、第3セクター運営の課題に対して、的確な着眼点を持っているか。 	10
	運営方針・アプローチの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 業務の目的を達成するための基本的なアプローチや、検討の方向性が論理的かつ妥当であるか。 	15

提案の 具体性・ 創造性	経営・運営手法の 検討アプローチ	・単なる現行維持の比較にとどまらず、市と第3セクターの役割分担のあり方、あるいは民間ノウハウの導入（PFI、コンセッション方式、民営化など）について、多角的な視点から比較検証する具体的な手法が示されているか。	15
	施設老朽化・修繕 コストのコントロ ール力	・今後の突発的休業リスクを抑えつつ、市の財政負担を最適化するために、ライフサイクルコスト（生涯費用）を考慮した投資計画の検討手法が優れているか。	20
2次審査 合計			80

12 情報公開

豊岡市情報公開条例（平成17年豊岡市条例第7号）に基づき、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開するものとする。ただし、同条例第7条第2号（法人その他の団体に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより事業者等の事業活動上の正当な利益を害する情報）に該当するものについては、非公開とする。

13 失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を契約候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できない。また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- (1) 契約締結までに参加資格を満たさなくなったもの。
- (2) 必要書類が提出期限後に到着した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- (3) 提出書類に不備がある場合。
- (4) 書類等の提出、回答、報告等、市が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合。
- (5) 提出した書類等に虚偽の記載があった場合。
- (6) 参考見積書の金額が、「3 見積限度額（予算額）」を超える場合。
- (7) 参考見積書の金額と内訳書の金額が一致しない場合。
- (8) 談合その他の不正行為、審査の透明性および公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨害する行為等と市が判断した場合。

14 契約

(1) 手続の進め方

契約候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

(2) 仕様等の確定

仕様等については、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更または削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとする。

(3) 契約金額

契約金額は、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(4) 契約書

契約書は、市が準備するものを使用する。

15 その他留意事項

(1) 本プロポーザルの参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却せず、市の公文書として組織内で複写・配付を行う場合がある。

(3) 提出された企画提案書等は、本市の許可なく公表または使用してはならない。

また、契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については、本市の許可なく開示できない。

(4) 業務上知り得た情報を他に漏らすことはできない。

(5) 企画提案書の提出は、1社につき1案とする。

(6) 企画提案書を提出するにあたり他社の協力を得た場合はその旨を明記すること。

(7) 参加申込業者に関しては公表しない。

(8) 審査に係る電話等での問合せには応じない。

(9) 審査に対する異議を申し立てることはできない。

(10) 成果品の著作権は本市に帰属する。

16 問合せ先

豊岡市役所但東振興局地域振興課 担当：木下、田端

〒668-0393 兵庫県豊岡市但東町出合 150 番地

TEL：(0796) 21-9032

FAX：(0796) 54-1005

E-mail：tantou-chiiki@city.toyooka.lg.jp